

教生115号の2
平成29年7月7日

(公文書扱い)
各市町村教育委員会教育長 殿

奈良県教育委員会事務局
生徒指導支援室長

児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）

平素は、生徒指導の推進に御尽力をいただきありがとうございます。

さて、標記の件につきまして別添写しのとおり、平成29年6月7日付け29初児生第17号により、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長から通知がありました。

これまでも自殺対策基本法等に基づき、学校において、児童生徒の自殺予防に係る取組の徹底に積極的に取り組んでいただいているところですが、近年、自殺者全体の総数は減少傾向にあるものの、自殺した児童生徒数はおおむね横ばいとなっています。自殺対策白書の資料でも指摘されているとおり、18歳以下の自殺は、8月下旬から9月上旬等の学校の長期休業明けにかけて急増する傾向があります。これらの時期に学校として、児童生徒の自殺予防について組織体制を整え、長期休業明けにおける児童生徒の自殺予防に向けた積極的な取組の実施を願います。

つきましては、本通知文の趣旨を踏まえ、自殺予防における取組の推進を図るとともに、貴管内学校への周知をお願いいたします。

(本件連絡先)

生徒指導支援室 教育相談係

TEL 0744-33-8904

エル

E-mail seitoshidou@office.pref.nara.lg.jp